

令和3年第3回設楽町議会定例会（第1日）会議録

令和3年9月2日午前9時00分、第3回設楽町議会定例会（第1日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 七原 剛 | 2 原田直幸 | 3 今泉吉人 |
| 5 金田敏行 | 6 金田文子 | 7 高森陽一郎 |
| 8 伊藤 武 | 10 田中邦利 | 11 加藤弘文 |
| 12 山口伸彦 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

| | | | |
|---------|-------|------------|--------|
| 町長 | 横山光明 | 副町長 | 原田和久 |
| 教育長 | 後藤義男 | 代表監査委員 | 黒柳俊彦 |
| 総務課長 | 鈴木浩典 | 企画ダム対策課長 | 久保田美智雄 |
| 津具総合支所長 | 佐々木智則 | 生活課長 | 金田敬司 |
| 産業課長 | 後藤武司 | 保健福祉センター所長 | 加藤直美 |
| 建設課長 | 小川泰徳 | 町民課長 | 大須賀宏明 |
| 財政課長 | 原田 誠 | 教育課長 | 遠山雅浩 |

4 議会事務局出席職員名

事務局長 村松浩文

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 報告第15号

専決処分の報告について

日程第6 報告第16号

令和2年度設楽町一般会計継続費精算報告書

日程第7 報告第17号

令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第8 承認第8号

専決処分の承認について

日程第9 同意第3号

設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第 10 同意第 4 号
設楽町田口財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 11 同意第 5 号
設楽町段嶺財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 12 同意第 6 号
設楽町名倉財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 13 同意第 7 号
設楽町津具財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 14 議案第 54 号
工事請負契約の締結について
- 日程第 15 議案第 55 号
工事請負契約の締結について
- 日程第 16 議案第 56 号
指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 57 号
設楽町斎苑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 58 号
設楽町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 59 号
令和 3 年度設楽町一般会計歳入歳出補正予算（第 6 号）
- 日程第 20 議案第 60 号
令和 3 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議案第 61 号
令和 3 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 62 号
令和 3 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 63 号
令和 3 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 64 号
令和 3 年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 議案第 65 号
令和 3 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 26 議案第 66 号
令和 3 年度田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 27 議案第 67 号
令和 3 年度津具財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 28 認定第 1 号
令和 2 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 29 認定第 2 号

令和 2 年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 30 認定第 3 号

令和 2 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 31 認定第 4 号

令和 2 年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 32 認定第 5 号

令和 2 年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 33 認定第 6 号

令和 2 年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 34 認定第 7 号

令和 2 年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 35 認定第 8 号

令和 2 年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 36 認定第 9 号

令和 2 年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 37 認定第 10 号

令和 2 年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 38 認定第 11 号

令和 2 年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 39 認定第 12 号

令和 2 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

会 議 録

開会 午前 8 時 57 分

議長 おはようございます。多少時間が早いようですが、皆さんお集まりになりましたので、早速始めていきたいと思えます。

本日は、皆さん「とましーな」シャツでの御出席をいただきまして、ありがとうございました。また、町執行部の皆さんも御協力をいただき、ありがとうございます。

それではただいまから会議を始めます。ただいまの出席議員は、10 名です。定足数に達しておりますので、令和 3 年第 3 回設楽町議会定例会(第 1 日)を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告をお願いします。

10 田中 おはようございます。令和 3 年第 3 回定例会第 1 日の運営につきましては、

8月25日に議会運営委員会を開催し、審査しましたので結果を報告します。

日程第1、日程第2は、従来どおりです。

日程第3、諸般の報告は、議長より、議員の辞職許可報告、例月出納検査結果、議員派遣の報告、陳情書等の取り扱いについて報告があります。

日程第4、行政報告は、町長より報告があります。本日提案されている案件は、町長提出35件であります。

日程第5 報告第15号から順次1件ごとに上程しますが、日程第10 同意第4号から、日程第13 同意第7号までの4議案は、一括上程します。

日程第14 議案第54号と、日程第15 議案第55号の2議案は、一括上程します。

日程第19 議案第59号から、日程第27 議案第67号までの9議案は、一括上程といたします。

日程第28 認定第1号から、日程第39 認定第12号までの12議案は、一括上程します。

なお、日程第8 承認第8号から、日程第16 議案第56号までにつきましては、本日採決しますので、よろしくお願ひします。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧のとおりであります。

一般質問は、定例会第2日の9月6日に行います。

以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願ひいたします。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 金田敏行君、6番 金田文子君を指名します。よろしくお願ひいたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。本定例会の会期は、本日から9月24日までの23日間としたいと思います。御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。会期は23日間と決定いたしました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。

議長として始めに、議員の閉会中の辞職許可報告を行います。土屋浩議員と松下好延議員から令和3年8月31日をもって辞職したい旨の辞職願が8月18日に提出されましたので同日付で許可をいたしました。

次に監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和3年の6月、7月執行分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

次に、議員派遣の件につきまして、会議規則第129条第1項のただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告いたします。

次に、陳情書等の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配布しております。陳情書11件、要望・要請3件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情5号から8号と10号を総務建設委員会に付託し、陳情4号、9号、11号、12号、13号及び要望3号を文教厚生委員会に付託し、陳情3号及び要望2号、4号を議長預かりとすることに決定いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、公私とも御多用のところ、9月議会定例会初日の開催に当りまして、2名の議員が欠けてはおりますが、皆様、御参集いただき、誠にありがとうございます。

最近は、いつになく暑い日が続いておりましたが、9月に入り、ようやく朝晩、秋を感じる気温になりました。

また、一般質問でも取り上げられておりますが、今年は、梅雨末期の大雨で、静岡県熱海市で大規模土砂災害が発生をいたしましたし、お盆頃から、日本列島に前線が停滞し、日本全国で大雨となり、各地で大雨警報や土砂災害警戒情報、さらには大雨特別警報が発令され、土砂災害や浸水被害が発生いたしました。幸い当町では、大きな災害には至っておりませんが、これから秋に向けて、台風の発生が予想されますので、万全な体制を整えて対応したいと思います。

それでは、行政報告をさせていただきます。

最初に、選挙について報告をいたします。設楽町長選挙を10月17日に実施するよう選挙管理委員会で準備を進めているところであります。また、皆さん御存じのとおり、この選挙に併せて、設楽町議会議員の補欠選挙が実施されます。さらに、最近の報道によりますと、衆議院議員総選挙を10月17日投開票の日程で行うとの案も浮上しているようです。このとおり決定されますと、当日は、町長、町議、衆議院の小選挙区、比例代表、そして国民審査と5枚の投票用紙による選挙となります。それに加え、今回から投票所を4か所に再編して行うこと、自動車、ポスター、ビラの公営が導入されるなど、大きく選挙にかかる制度が変更になります。混乱が起きないように町民にPRするとともに、選挙管理委員会と職員が一丸となって、スムーズな選挙運営に心がけてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況について報告いたします。

8月27日時点で、12歳以上の対象者4,387人に対して、3,867の方が接種

を終え、接種率は 88.15% となっております。年代別には、65 歳以上高齢者が 93.29%、16 歳から 64 歳までが 82.90%、12 歳から 15 歳までが 63.64% となっております。

現在は、12 歳から 15 歳の児童生徒や集団接種期間中に接種ができなかった一般の方を対象に 10 月 26 日終了をめぐりに個別接種を実施しております。

11 月以降も、国が定める接種期限である令和 4 年 2 月末日までに 12 歳の誕生日を迎える児童が 14 名ほどおりますので、接種を進めていくこととなりますが、人数が少ないため、新城市が行う集団又は個別接種に、設楽町民を加えていただくよう調整しているところです。

東京都の新規感染者数は減少傾向になりましたが、愛知県は高止まりで推移しています。当町のワクチン接種率は高いわけですが、接種後の感染も確認されておりますので、引き続き感染防止に注意するよう呼び掛けてまいります。

次に、「設楽町教育振興基本計画」の住民説明会について報告をいたします。住民説明会を、8 月下旬より町内 5 か所で順次開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が愛知県に発出されたため、やむを得ず全て中止としました。昨年来の度重なる緊急事態措置の影響により、当初のスケジュール通りに進められておりませんが、町の教育の方向性を定める大切な計画でありますので、今後の感染状況等を注視しつつ、改めて皆様の声を伺う機会を設けたいと思います。

最後に、プレミアム付き商品券について報告をいたします。令和 3 年 8 月 2 日から販売を開始しましたプレミアム付き商品券は、発行総数 20,000 冊のうち、8 月 31 日現在で 15,525 冊が販売いたしました。1 冊 6,500 円分の商品券が 5,000 円で、1 人当たり 10 冊まで購入でき、町内の 135 店舗で、来年の 1 月 31 日まで利用ができます。町内の消費喚起のため、多くの皆さんに購入いただけるよう、引き続き広報で周知してまいります。

本日は、損害賠償にかかる専決処分の報告 1 件、財政に関する報告 2 件、予算の専決処分の承認 1 件、教育委員と財産区管理会委員の任命に関する同意 5 件、契約の締結 2 件、指定管理の指定 1 件、条例改正 2 件、補正予算 9 件、決算認定 12 件の計 35 件を上程させていただきました。

提出させていただいた議案につきましては、本会議及び各委員会において慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げ、議会定例会開会に先立ちまして、行政報告とさせていただきます。

議長 日程第 5、報告第 15 号「専決処分の報告について」を議題とします。本案について、説明を求めます。

副町長 それでは、6 ページの報告第 15 号「専決処分の報告について」。地方自治法（第 180 条第 1 項、及び、設楽町長の専決事項の指定第 3 項の指定により、8 月

13日に別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

今回の事故内容は、8ページの参考資料に記載するとおり、令和2年11月23日、損害賠償の相手方が、東納庫字松山地内のサテライト名倉から約200メートル津具寄りの農道奥三河線において、側溝の清掃作業中、集水桝と側溝蓋との隙間に片足が落下し、集水桝の角に尾てい骨を強打したはずみで背骨を圧迫骨折した事故であります。被害者本人と保険会社による協議の結果、道路管理者である設楽町の過失割合を5割と決定され、被害金額772,902円の5割に相当する386,451円を損害賠償額とする示談に承諾されたことにより専決処分をするものであります。なお、負担すべき賠償金は、町が加入する保険会社の損保ジャパンから相手方へ全額支払われ、町の実質的な負担はございません。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

2原田 損害賠償額772,902円ほどあるのですけれども、医療費、これについては高額療養費だとか、その辺の部分を全部差し引いて実質個人が支払をされた金額と理解をすればよろしいでしょうか。

建設課長 そのとおりでございます。御本人さんが実質負担をされた金額ということです。

議長 ほかにございませんか。

副町長 原田議員が質問されたのは医療費のことですね。この772,902円の内訳としては、医療費自体はあまりかかっていなくて、医療費が69,200円、通院の交通費が15,510円、装具代が88,192円で、残るところは慰謝料60万円であります。

2原田 慰謝料ということは、こちらも過失の部分があるということで慰謝料の支払い。それは、保険会社との話合いでそういう形になったという理解でよろしいのでしょうか。

建設課長 はい、そのとおりです。

7高森 11月に発生して、もう大分たつのですが、事故後の経過といたしますか、今後治療が必要がないということでこの772,902円が出たのではないかと思います。その後追加の治療費とか、そういう請求の可能性はあるのでしょうか。

建設課長 治療後、御本人さんが安定したということで示談書のほうにも同意をいただきましたので、今後はそういうことはございません。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。

報告第15号は、終わりました。

議長 日程第6、報告第16号「令和2年度設楽町一般会計継続費精算報告書」を議

題とします。本案についての説明を求めます。

副町長 それでは、9ページ、報告第16号「令和2年度設楽町一般会計継続費精算報告書」について。

地方自治法第212条の規定に基づき、一般会計に設定しました継続費につきましては、平成29年度から令和2年度までの4か年にわたる、仮称ですが、「道の駅清嶺」建設事業及び、「歴史民俗資料館」建設事業と、もう一つは、令和元年度、2年度の2か年にかかる新斎苑建設事業の3件であります。いずれも、令和2年度において継続年度が終了し、実績額が確定しましたので地方自治法施行令第145条第2項の規定により別紙10ページのとおり継続費精算報告書を調整し、決算成果報告書と併せて議会へ報告するものであります。

「道の駅清嶺(仮称)」及び「歴史民俗資料館(仮称)」は、記載のとおり、それぞれ各年度の最終補正に係る全体計画の年割額に対し、実績欄の支出総額は、道の駅511,789,096円、「歴史民俗資料館(仮称)」1,429,898,374円で、合計、1,941,687,470円であります。また、特定財源につきましては、道の駅にかかる豊川水源基金からの水源地域振興事業助成金400,001,000円及び、「歴史民俗資料館(仮称)」に係る水源地域整備事業県負担金1,143,918,000円として、それぞれ事業費の80%相当が交付されるとともに、残る一般財源相当額20%分については、可能な限り最大限に過疎債を合わせて397,300,000円借り入れたことにより、継続費に係る純粋な一般財源は、道の駅が188,096円、「歴史民俗資料館(仮称)」が280,374円であります。

続きまして、最下段、衛生費の新斎苑建設事業は、全体計画額767,492,000円に対し、執行した費用は、建築工事費722,700,000円と、工事施工管理委託料25,960,000円を合わせて748,660,000円で、財源として過疎債を748,500,000円充当しています。事業費の詳細につきましては、担当課長から説明をします。

教育課長 それではまず、教育委員会から説明をさせていただきます。資料の10ページを引き続き御覧くださいませ。

表の一番左の欄、5款 農林水産費、それから9款 教育費とありますのがただ今副町長から説明がありましたようにですけれども。「道の駅清嶺(仮称)」、「歴史民俗資料館(仮称)」ということで、現在の清崎の「道の駅したら」建設に係る継続費の年度別実績になっております。

この部分について私のほうから説明をさせていただきます。全体概要につきましては、ただ今の説明のとおりなのですけれども、実績額について、各実施事業別に分けて示させていただきました。それは、別に配布させていただいております、参考資料、A4縦のペラ1枚、右肩に参考資料とあります、タイトル「道の駅したら」継続費精算報告書の内訳」ということで、現在の施設名の名称で恐縮ですけれども、用意させていただきましたので、これをベースに説明をさせていただければと思います。

なお、この表「産業振興施設」という書き方をしておりますけれども、資料10

ページの表でいう「道の駅清嶺(仮称)」のことです。現在稼働中の道の駅施設の向かって左側の建物ということですのでよろしくお願いたします。参考までにチラシのほうもつけさせていただきます。

この表のまず(1)ですけれども、(1)の表は、継続費に該当する工事や委託業務の各事業ごとの平成29年度から昨年度までの4年間分の総事業費、支出総額を示したものであります。個々の支出の読み上げは省かせていただきますけれども、産業振興施設では建築工事と外構工事の関係。それから「歴史民俗資料館(仮称)」のほうでは、それに加えて田口線の展示関係、それから本館内の展示物作成に御覧の各事業費がかかっているというものであります。

その下(2)の表は、それらを年度別に示させていただきましたものです。29年度、30年度には3事業ありますけれども、これはいずれも前払金としての支出であります。本体の設計変更があったり、テナント事業者の見直しというようなことがあったという経緯もありまして、本格的な各事業施工前の準備段階的な状況であったというところであります。

令和元年度は建築工事の事業費は中間払い、及び出来高払。他の事業は前払金の額であります。ちなみに「歴史民俗資料館(仮称)」の事業費ゼロ円の2事業がありますけれども、これは、その年度末に契約締結され継続事業となったものであります。

こうした経緯を経まして、令和2年度の各事業が進められまして、年度末をもって全事業が完了しました。これら継続費の支出総額は各表の最下段にあるとおり、1,941,687,470円となります。「道の駅清嶺(仮称)」及び「歴史民俗資料館(仮称)」の継続費の説明については以上です。

生活課長 それでは、私のほうから新斎苑の建設について御説明をさせていただきます。

先ほど副町長から説明がありましたように、事業としましては、建築工事が722,700,000円、その年度割合が元年度40%、2年度60%となっております。また、工事管理委託は、総額25,960,000円で、その年度割合は元年度30%、2年度70%となりました。工事、管理ともに本年3月に完了いたしまして、3月30日には関係の皆様にご臨席をいただき、竣工式を開催いたしましたところでございます。また、皆様御承知のとおり、6月1日より供用を開始しております。また、起債につきましては、748,500,000円をお借りしましたが、この償還につきましては、今回の構成町村であります、本町と豊根村、根羽村でそれぞれの負担で償還のほうをさせていただきます。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

6 金田(文) 継続費の精算については了解をいたしました。過ぎてしまったことなのでどうしても取り返すことができないのですが、1点だけ。この事業が非常に時間もお金も予定よりもかかってしまったということがあると思います。その事業の進

め方について、この経験から学んだこと、今後に生かすことはどのように評価していますか、お聞きします。

産業課長 今回の工事で一番痛切に思ったのは、分割して発注させていただいたところがありましたけれども、結果的に町内の事業者が受けられたというところがありましたので、それは仕方ないことかなとは思いますが、できれば一括発注のほうがよかったかなと、個人的には思っております。それが反省点かと思っておりますが。

以上です。

6 金田(文) 課長さんの個人的な見解をお聞きしているのではなくて、行政として、仕事の進め方において、何が足りなくて今後どんなふうに改善していくのかということについては、全体としてはまだ評価が成されていないということなんでしょうか。

教育課長 改めて説明するまでもありませんが、様々な紆余曲折を経て現在に至っているというところでもあります。人数的には、相応の入り組みがあるということですが、決してそれに満足をしているわけではありません。ただ今、産業課長が申し上げたような状況ももちろんありますし、全体としまして、そのときはそれがベストだと考えておりましたし、時間的な状況のなかでやってきたのですけれども、今にして思うと、産業課と教育委員会、ほかの部署も含めてですけれども全体関係機関とも含めた調整がそこで100%であったのかというところが、今になれば考えなければいけないというところがあります。そのときに詰めておけば、また状況も違ったというところも、正直いくつか出ている。それが今施設が動いている中で出ているところもあります。

決してこれまで経験が無かったというようなことを言い訳にするわけではないのですけれども、そういう大きな反省点がありますし、教訓も学びましたので、そういう部分を今後の、建設に限らず様々な事業、横の連携は本当に不可欠になってきますので、そのなかに生かしていければと思っております。

6 金田(文) 要望しておきたいと思えます。反省してそのまま終わるのではなくて、本当にその学んだことを職員の皆さん、あるいは町民との相談の機会ということについてもきちんと共有できるように次へ生かしていただきたいと思えます。

議長 ほかにございませんか。

2 原田 この継続費計算書、それからこの参考資料を見て事業費等を確認させていただいているのですけれども。確認なんですけれども、これ継続費の精算書ですので、年度をまたいだお金についてはこういう形になってくると思うのですけれども、単独で1年で実施したものについては、多分これには載ってこないはずだ思っております。それで、今19億4千万あまりの金額になっているのですけれども、実際、道の駅と民俗資料館を合わせた総額的な部分が出てくるものがあるのか、そこら辺も1回知りたいなと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

教育課長 言われるように今のは継続費の合計であります。単年で行われているもの、継続費にあたらなかったものももちろんございますので、それを総額出しております。その数字が、21億4千9百万あまり、2,149,360,302円という数字、これが両施設を建設にするにあたった総事業費ということで把握しております。

2原田 口頭は分かりましたけれども、資料的なものが出していただければ、数的に分かりやすいので。ぜひその点、資料的に出していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

産業課長 はい、では、資料を出させていただきます。先ほど、参考資料に書いてあるところに付け加えさせていただきますので、皆様に提出したいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 ないようでありますので、これで質疑を終わります。

報告16号は、終わりました。

議長 日程第7、報告第17号「令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。本案について、説明を求めます。

副町長 それでは、11ページ、報告第17号「令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について」。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、7月26日、両比率について監査委員の審査に付しましたので、別添の「審査意見書」を付けて議会へ報告するものであります。

第1の「健全化判断比率」につきましては、財政状況の健全化を客観的に判断するため、法律に基づく4つの財政指標について審査されるもので、下段の括弧内数値は、政令で定める「早期健全化基準数値」を示し、本町はいずれの比率とも基準数値に該当せず、健全であることを示しています。

「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、それぞれ赤字の程度を指標化するものですが、いずれの会計とも黒字決算のため、赤字の算定数値はありません。

次の、「実質公債費比率」は、一般会計等が負担する元利償還金を標準財政規模で除して算出し、数値が大きいほど公債費の占める割合が高いことを示しています。

算定数値は直近3ヵ年平均で表しますが、平成30年度から令和2年度までの平均値は5.8%で、前年度決算の計上値6.7%より0.9ポイント減少しており、早期健全化の基準数値を大きく下回っています。これは、前年度算入数値の平成29年度の単年分が8.25%でありまして、令和2年度が5.39%でありますので、数値的に置き換わったことが下がった理由であります。

「将来負担比率」は、将来負担すべき借入金等の標準財政規模に対する比率で、町債現在高の減少等により、平成27年度から継続してマイナスで算定数值はありませんが、近年の大型事業による過疎債の借入れ状況に鑑み、令和3年度以降は、再びプラスに転ずることが予想されますものの、危険な数值に至ることはございません。

第2の「資金不足比率」につきましては、公営企業ごとに資金不足を事業規模と比較して指標化するものですが、簡易水道、農業集落排水及び公共下水道の3特別会計は、いずれも資金不足がありませんので、算定数值はなく、「－」で表示しています。

以上です。

議長 次に、監査委員の御意見を、黒柳代表監査委員にお願いいたします。

代表監査委員 令和2年度の財政健全化審査及び、令和2年度公営企業会計経営健全化審査について意見書により御説明申し上げます。

具体的には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づいて「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」及び「資金不足比率」並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について意見を述べます。

初めに、財政健全化審査についてです。審査の概要として町長から提出された健全化判断比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼において、令和3年7月26日に実施しました。

総体的な意見として、審査に付された健全化判断比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。

個別の意見として、実質赤字比率の早期健全化基準は15%、財政再生基準は20%ですが、令和2年度の実質赤字額はありません。

次に、連結実質赤字比率の早期健全化基準は20%、財政再生基準は30%であるところ、連結実質赤字額もありません。

また、令和2年度の実質公債費比率は5.8%であり、早期健全化基準の25%、財政再生基準の35%を下回っています。

続いて、将来負担比率の早期健全化基準は350%ですが、将来負担比率は算定されていません。よって、是正改善を要する事項として指摘すべき事項はありません。

次は、公営企業会計経営健全化審査についてです。審査の概要として、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼におき、同じく令和3年7月26日に実施しました。

総体的な意見として、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に作成されているものと認められました。

個別意見として、簡易水道特別会計と農業集落排水特別会計及び公共下水道特

別会計の資金不足比率の経営健全化基準は20.0%ですが、令和2年度の資金不足額はありません。よって、是正改善を要する事項として指摘すべき事項はありません。

健全化審査の結果は以上です。

議長 ただいま、報告の説明と監査委員の審査意見の報告がありました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田(文) 本年度の審査については、先にありました実質赤字比率等の算定の基礎となる事項を記した書類が出されたと思いますが、公営企業会計については、いわゆる複式簿記のような会計に移行をしていくということで、固定資産台帳だとか、貸借対照表だとかを今準備をしている途中だと思うのですが、今年度についてはそういったものは提示されなかったということでしょうか。

財政課長 この健全化審査においては、今議員がおっしゃられた書類を審査するところではありません。今後どのように変わっていくかわかりませんが、それは、健全化審査の書類を作る段階において必要になるかもしれませんが、現段階ではそれらは必要な資料ではありません。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようでありますので、これで、質疑を終わります。

報告第17号 は、終わりました。

議長 日程第8、承認第8号「専決処分の承認について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 15ページの承認第8号「専決処分の承認について」。「地方自治法」第179条第1項の規定により、8月19日に別紙「専決処分書」のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、議会へ報告し、承認を求めるものであります。

17ページの今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,971千円を追加し、予算総額を5,875,614,000円とするもので、町長選挙と同日の「設楽町議会議員補欠選挙」に係る執行経費のみを計上するものであります。

それでは、歳出の「補正予算に関する説明書」26、27ページをお開きください。

2款総務費 4項選挙費 4目設楽町議会議員補欠選挙費は、基本的には町長選挙費と明確に区別する経費の計上で、1節及び3節は、選挙立会人報酬や開票に係る時間外勤務手当等の投開票経費で、10節需用費は投票用紙、不在者投票資材を始め、立候補者の選挙用具、説明会資材等であります。

13節ポスター掲示板設置撤去委託料は、2段4区画の掲示板を34か所設置、撤去する費用であります。

14節の会場借上料は、個人演説会1回分に係る費用で、物品借上料は34か所のポスター掲示板レンタル料であります。また、18節の選挙公営費は、昨年12

月に制定した「設楽町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき、選挙運動用自動車の使用を始め、運動用ビラ及びポスターの作成などの公費負担額の計上であります。

以上の歳出補正額 3,971 千円は、歳入補正において、全額を 19 款「財政調整基金繰入金」で充当するものであります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

承認第 8 号 の質疑を行います。質疑はありますか。

6 金田(文) ただ今お話があったように、先ほど町長さんからの行政報告にもありましたように、選挙公営費が出るようになっていきますので、あまり補欠選挙に出ようとされる方が時間がないので、何年か先、4 年先とか、わかっていなかった急なことなので、早めに私どもは説明をさせていただきましたけれども、一般の方にわかるような広報の仕方を至急お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。準備はしているとは思いますがいつ頃できそうでしょうか。

総務課長 選挙が決まったのが、8 月の 18 日にそういった辞表が提出されたということでその後でしたので、PR 的には今進めているところであります。公営費についてはなかなか簡単に内容説明というのも難しいところがありますが、機会を見て PR していきたいと考えております。

以上です。

6 金田(文) 供託金等についてもあると思います。今、いろいろと考えていらっしゃって、迷って悩んでいらっしゃる方については、十分な情報が早く行き渡ってほしいと思いますので、できるだけ早く。できるだけがどのくらいかわからないですが、告示の何週間前だと印刷とかも大変だと思いますので、できるだけ早く、9 月の半ばくらいまでにはお願いしたいと思います。

総務課長 はい、努力をいたします。議員の皆様がたも内容を御承知と思いますので、ぜひそういった情報を周りに投げかけてあげていただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

10 田中 補正予算を第 5 号として専決にするという方法で提案をされていますが、一般会計の今回出てくる第 6 号が、5 号がなくなれば、第 5 号になると思います。要するに今回出されている一般会計の補正予算に計上するというので、予算流用はもちろん、補正予算の決定までに時間があるものですから、それまでの予算が必要になるかもしれませんが、そのときは他の目から流用して運営していくという方法があると思うのですが、その点はどういうふうに考えて、これを別枠にしたのでしょうか。

財政課長 流用ということになりますと、新しい目を作る必要がありますが、なかなか、目を起こしたところに流用ということは行いませんので、新たに補正予算を作ってそちらのほうで処分するというか執行するというふうに考えました。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

11 加藤 27 ページ、選挙公営費のところについてなのですが、今回改選が2名と考
えているわけですが、2名で単純に2,596,000円かかるという。だいたい1名で、
100万円くらいがかかるとこれから予算算定をされていくのかどうか教えてください
さい。

総務課長 基準に基づき算定をしております。想定としては4人分ということであ
っております。よろしく申し上げます。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでありますので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

承認第8号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を承認する
ことに賛成の方は、起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員であります。

承認第8号は、承認されました。

議長 日程第9、同意第3号「設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めること
について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、30 ページ、同意第3号「設楽町教育委員会委員の任命につき同意
を求めることについて」。

下記の者を設楽町教育委員会委員に任命したいので、「地方教育行政の組織及
び運営に関する法律」第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもので
あります。

伊藤昭宏(いとう あきひろ)さんの生年月日等は、議案に記載するとおりで、
任期が11月9日に満了しますが、当該法律第4条第2項の委員要件である「町
長の被選挙権」及び「教育行政に関する経験と高い識見」を有する方で、現在、
併せて同条第5項で規定する「保護者」に係る教育委員会委員として、熱心に当
職に当たられていますので、引き続き任命するものであります。

なお、任期は、第5条第1項の規定に基づき、令和3年11月10日から令和7
年11月9日までの4年であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

同意第3号の質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

同意第3号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

同意第3号 は、同意することに決定しました。

議長 日程第10、同意第4号「設楽町田口財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」から日程第13、同意第7号「設楽町津具財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」までを一括して議題とします。本案について、提案説明を求めます。

副町長 それでは、31ページの同意第4号から同意7号までの4件の「財産区管理会委員の選任につき同意を求める」案件につきましては、一括で説明します。

4財産区管理会に係る現委員の任期が本年11月8日で満了となることから、「地方自治法」第296条の2第2項に規定する各財産区7名の新たな委員の選任について、「設楽町財産区管理会条例」第3条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める28名の方々につきましては、いずれも木材、山林管理に係る高い識見を有し、各地域から推薦された方々でありまして、同条例第3条第1項の「議会議員の被選挙権」及び「3月以上の」住所要件を満たしています。

任期は、「地方自治法」第296条の2第3項の規定により、令和3年11月9日から令和7年11月8日までの4年であります。

選任する委員の氏名、生年月日等については、議案に記載するとおりでありますので、委員の氏名のみ申し上げます。

31ページの、同意第4号「設楽町田口財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」。

田口財産区管理会委員として、田邊雅己(たなべ まさみ)さん始め、井川信一(いかわ しんいち)さん、澤田伸夫(さわだ のぶお)さん、正木定(まさき さだむ)さん、夏目義治(なつめ よしはる)さん、伊藤友一(いとう ともいち)さん、松井祥造(まつい しょうぞう)さんの7名であります。

次の、32ページの、同意第5号「設楽町段嶺財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」。

段嶺財産区管理会委員として、七原明郎(ななはら あきら)さん始め、竹下工(たけした つかさ)さん、後藤峯樹(ごとう みねき)さん、熊谷久司(くまがい ひ

さし)さん、河合秀久(かわい ひでひさ)さん、小川信二(おがわ のぶじ)さん、後藤誠(ごとう まこと)さんの7名であります。

33 ページの、同意第6号「設楽町名倉財産区管理委員会委員の選任につき同意を求めることについて」

名倉財産区管理委員会委員として、黒柳一己(くろやなぎ かずみ)さん始め、藤澤博己(ふじさわ ひろみ)さん、金田好司(かなだ こうし)さん、後藤禎光(ごとう ただみつ)さん、後藤年光(ごとう としみつ)さん、金田里二(かなだ さとじ)さん、後藤芳文(ごとう よしふみ)さんの7名であります。

最後に、同意第7号「設楽町津具財産区管理委員会委員の選任につき同意を求めることについて」

津具財産区管理委員会委員として、村松豊(むらまつ ゆたか)さん始め、佐々木清司(ささき きよし)さん、熊澤久夫(くまさわ ひさお)さん、後藤直久(ごとう なおひさ)さん、中田初男(なかた はつお)さん、高井豊(たかい ゆたか)さん、青島秀明(あおしま ひであき)さんの7名であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。

同意第4号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

同意第4号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

同意第4号は、同意することに決定いたしました。

議長 日程第11、同意第5号「設楽町段嶺財産区管理委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

同意第5号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員であります。

同意第5号は、同意することに決定しました。

議長 日程第12、同意第6号「設楽町名倉財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

同意第6号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

同意第6号は、同意することに決定されました。

議長 日程第13、同意第7号「設楽町津具財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」の質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

同意第7号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

同意第7号は、同意することに決定しました。

お諮りします。1時間過ぎましたので、休憩をとりたいと思いますがいかがですか。

（「異議なし」の声あり）<<ここから002より

議長 異議なしと認めます。それでは、10時20分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時08分

再開 午後10時20分

議長 休憩前に引き続き、会議に入ります。

日程第 14、議案第 54 号「工事請負契約の締結について」から日程第 15 議案第 55 号「工事請負契約の締結について」までを一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、35 ページの議案第 54 号、及び第 55 号「工事請負契約の締結」に係る 2 議案につきましては、いずれも「設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の 5,000 万円以上の工事契約に該当し、「事後審査型一般競争入札」により、8 月 23 日にそれぞれの落札者と仮契約を締結しましたので、本契約の締結に当り議会の議決に付するものであります。

議案第 54 号「工事請負契約の締結について」。本議案の田口地内の簡易水道配水管更新工事(R3-1)につきましては、8 月 17 日、2 社による応札の結果、工事請負金額を 77,000 千円として、カネハチ建設株式会社を落札者に決定しました。

入札の執行状況については、税抜 70,530 千円の予定価格に対し、落札価格は税抜 70,000 千円で、その落札率は 99.24%であります。

本工事につきましては、飲料水を安定供給するため、老朽化した配水管をより耐震性の優れた管に更新する事業で、施工位置図の赤色で示すとおり、上原地内の国道 257 号から愛知県職員寮までの町道上原根ノ後線を主な区間として、管路延長 925.5 メートルを施工するものであります。

続きまして、議案第 55 号「工事請負契約の締結について」。田口地内の簡易水道配水管更新工事(R3-2)につきましては、8 月 17 日、2 社による応札の結果、工事請負金額を 63,250 千円として、設楽建設株式会社を落札者に決定しました。

入札の執行状況については、税抜 58,460 千円の予定価格に対し、落札価格は税抜 57,500 千円で、その落札率は 98.36%であります。

議案第 54 号と同様、耐震性の優れた配水管に更新する事業で、施工位置図の赤色で示すとおり、太田口地内の国道 473 号と県道坂宇場津具設楽線の交点から県営住宅入口までの国道 473 号区間において、管路延長 426.9 メートルを施工するものであります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1 件ごとに行います。

議案第 54 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 この 2 件ですけれども、両方とも応札者が設楽建設とカネハチ建設さんの 2 社ですが、なんで 2 社にとどまっているのか。入札ですから、もう少し大勢の会社が参加してもらいたいと思うんです。落札率も見ますと、これでは入札をやっている意味はないと。一方はカネハチさんが落札して、一方は設楽建設さんが落札をしていると。随契だっていいんじゃないかと思えるような結果なのですから、その点についてどうやって考えるのか教えてください。

生活課長 一般競争入札ですので、とくに業者を制限しているわけではございませんが、それぞれの業者さんの事情で、応札ができたのが 2 社と私たちは考えております。2 社だったら随契でいいんじゃないかという話なのですから、やはり工

事の公平性を保つということ、一般的に広く工事の入札を行いたいと思っております。

以上です。

10 田中 角度を変えて質問しますが、この予定価格だとか最低限度額、設楽町の入札の積算ですね、これが業者に全然魅力のないものに映っていて、こんな値段では受けられないけれども、今までのいろいろな経緯から入札に応じなければいけないかなというふうになっている側面はあるのでしょうか。

生活課長 設楽町の積算が業者に魅力があるかないかは、私たちは基準に沿って積算をしていきますので、特に設楽町だから余分に積算をしたりとか、設楽町だからこの分はみないとか、そういうことはなく、基準に沿ってやっております。だから、そういうことで特に忝意はありませんのでよろしくお願いします。

議長 ほかにありませんか。

6 金田(文) 耐震性の優れたものに替えていただくということで、名前が「水道用高密度ポリエチレン管 (H P P E)」と書いてあるのですが、これの耐用年数はどれほどなのでしょう。なぜお聞きするのかといいますと、これからは減価償却のことも計算をして簿記していかなければいけないと思いますのでお聞きします。減価償却の計算に必要な耐用年数はどのようになっているのかをお願いします。

生活課長 ポリエチレン管ですので、耐用年数はおよそ30年程度と考えられますけれども、この高密度のポリエチレン管というのが、出てきてまだ20年ほどということで、30年で本当にだめになるのか、50年もつのかというのは、これからの実証になっていくかと現実を思っておりますけれども、一般的なポリエチレン管ですと30年程度はもつということで、メーカーからも聞いております。

議長 ほかにございませんか。

7 高森 特に問題ありませんが、一言指摘をさせていただきます。先ほど、松川町の議会だよりを見ていたら、落札率が99.7%とあったのですが、99.24%というと、ちょっと裏で先出しをしたような印象を与えます、落札価を。だから、98点いくつとか、ある程度誰が見ても安心できるようなそういう数字が欲しいと思いますので。あまり、こういう99点何パーセントいくというのは、2社で落札をするときは、なんとなく煙たい感じがします、その辺の配慮をお願いします。

生活課長 落札金額については、私たちは一切関与できませんので、何パーセントになるかは、それぞれの業者さんの思いで入札をしてきますので、その辺のお答えは私たちとしては申し上げられませんのでよろしくお願いします。

7 高森 了解です。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 54 号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 55 号 の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 55 号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 55 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 16、議案第 56 号「指定管理者の指定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

副町長 43 ページの、議案第 56 号「指定管理者の指定について」。

本議案につきましては、老人福祉施設やすらぎの里の指定管理者である、有限会社ネクストサプライから、指定期間満了前ではありますが、3月30日、「設楽町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第12条及び「やすらぎの里の管理に関する基本協定書」に規定する「指定の取消し」について、文書による申出があり、協議した結果、同条例第13条第6号の規定に基づき、本年9月30日をもって指定管理者の指定の取消しを行うこととなりました。

10月1日以降の、やすらぎの里の施設運営及び施設入所者への安定したサービスの提供が継続的に求められることから、新たな指定管理者の選定に当たっては、同条例第5条に基づき、公募によらないで、専門的知識及び資格を有し、事業の継続性や安定性を図ることができる指定管理者の候補者として、社会福祉法人設楽町社会福祉協議会を選定し、同条第2項により、あらかじめ当該事業所と協議した上で、同意を得て、8月10日に指定申請書が提出されています。

このような経緯から、設楽町田口字向木屋4番地を所在地とする社会福祉法人

設楽町社会福祉協議会を次期指定管理者として指定するため、「地方自治法」第244条の2第6項及び「設楽町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第7条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は、有限会社ネクストサプライの残期間である令和3年10月1日から令和5年3月31日まであります。

なお、内容の詳細につきましては、町民課長から説明します。

町民課長 まず、このようになった経緯につきましては、先に5月の全員協議会で説明をしておりますとおりです。

で、社会福祉協議会選定にあたっては、まず、居宅介護支援を行っていること、それから訪問介護を行っていること、ということで、町全体の介護、それから高齢者の支援に関することには社会福祉協議会のほうが専門的な知識を持っております。今回宝泉寮で措置している、今日現在の措置人数が25名おります。そのうち、設楽町の町民が11名、ほかは他市町村になりますが、それらの方を措置しております。また、デイサービスにつきましては、18名の定員で、それぞれ、週によって人数は違うのですが、最大で15名程度、最近ではデイサービスのほうで介護をお願いしている状況です。

今回、社会福祉協議会が管理していただけるということで、そのまま今現在の「やすらぎの里」の職員さん全員が引き継いでいただけるということで、退職されたいとかそういう方はみえません。そういうことで、いろいろ準備をしまして、先ほど副町長が言いましたように、8月10日に申請書が上がってきている状況になっております。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第56号の質疑を行います。質疑はありますか。

2 原田 前任者のネクストサプライがさじを投げたという形になっているのですけれども。それはやはり、経営的に苦しいということでさじを投げられたということだと思えるのですけれども、今度、社会福祉協議会が運営していただけるということだと思えるのですけれど、その辺、多分ネクストサプライには赤字補填的なことはやっていないというふうに理解をされるのですけれども、社会福祉協議会、いろいろな部分で運営費的な補助を出していると思えるのですけれども、これをやすらぎの里の運営については、ネクストサプライと同様に、運営費的な補助は町の方針として出さないということで理解をしていればよろしいのでしょうか。

町民課長 実際、今年の4月以降なのですが、やはり経常経費、例えば燃料代とかについて、ネクストのほうでそういった経常経費が施設の老朽化もありまして非常にかかっているということで、4月からは、ボイラー代費とかそういった燃料代、それから点検の費用とかは町が払っています。そういうことも踏まえまして、決算の状況、今日も令和2年度の決算がネクストサプライから上がってきたのですけれども、人件費部分については、ほぼ措置費で賄えます。やはり、今申し上

げましたように、経常的な維持費のほうで、かなり施設の老朽化に伴ってかかっていまして、そこらへんについては、毎年度社協と予算編成の時にヒアリングを行うのですが、そちらのほうで十分調整をしていきたいと思えます。

デイサービスのほうは、ネクストサプライ時代もそうなのですが、介護報酬で黒字になっています。ですので、そっちのほうの補填とかも考えながらなるべく措置費と介護報酬で賄っていけるような運営形態をしていきたいと思っています。

2 原田 今の町民課長の答弁だと、運営費というか、人件費的な補填はせずに、施設の老朽化に伴う補填部分にとどめたいということだと理解をしています。そういう点で運営をお願いしていくと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

町民課長 はい、そのとおりです。もう1つ、今本当に老朽化しているので、施設の中身も改修をしないと住んでいる方々に非常に不便をかけてしまいますので、そのタイミングで、今50名いる定員を、だいたい30名程度、現状に近いほうに落としたいと思えます。そうすると、今の措置単価が人数が減ると上がりますので、そちらのほうも踏まえて今考えている最中です。

議長 ほかにございませんか。

6 金田(文) 社会福祉協議会がやってくれるというので、ありがたいなと思えます。ただ、先日も職員さん募集のチラシが入っていましたが、現実的に社会福祉協議会のヘルパーさん、訪問介護をして生活支援をしてくださる方たちの年齢も高くなってきて、非常に人材的に足りるのかな、職員18名の方と書いてあるのですけれども、すごく負担がかかってしまうのではないかな、なんとかしてみんなで助けないといけないのではないかなと思っているのですが。人材の確保については、どんなあんばいなのでしょう。

町民課長 御発言のとおり、介護職員さんがなかなか募集をかけても応募していただけません。看護職員につきましては1人応募されておるのですが。そのなかで、まだ決定したわけではないのですけれども、東三河広域連合のほうで介護職員さん等の中山間地への支援ということで、いろいろなことを考えていまして、新城以北、北部圏域の担当者と広域連合で話しているのですが、そのなかで例えば、専門学校の新卒の子たちに働いてもらって、そこで継続してもらえようならばそのまま働いてもらっちゃうような方法だとか、そういった新たな試策を今鋭意考えているところです。

本当に普通に募集をただけではだめですので、そういった学校のほうとかそういうところから。あと、そういった会社も募集をして、派遣をする形で、派遣先でそこで勤めてもらえとなった場合にそのまま継続というような、今そういう考え方もしておりまして、いろいろそういうことをしながら、中山間地の介護職員をなんとか確保していく。1人でも2人でもいいので、そういうことを考えている最中です。

新たに社協が管理をしていただくようになった場合でも、まず社協の内部のほ

うで、例えば、実現できるかどうかわからないのですけれども、今現在の社協のヘルパーさんを宝泉寮のほうに1週間に一定割合行ってもらうとか、そういう、職員の交流みたいな、中の交流で介護の仕事をしていただくような仕組みも必要になるかなと思っています。

6 金田(文) 私たちも本当にヘルパーさんとか介護職員の方々にちゃんと感謝の気持ちが表せるような町民にならなければいけないなと思っています。今まではあたりまえのように助けてもらっていたのですけれども、非常に大変なお仕事をやってくれる方に町民としてみんなが感謝の気持ちが表せるような町になりたいなと思います。

それで、1つ質問なのですが、もうちょっと先のことになると思うのですが、外国人人材が奥三河のほうにも入ってきます。もう既にベトナムからの研修生を、介護の方面については特別な枠があるのですけれども、受け入れる予定になっているけれどもコロナで来られない。それから、土木関係の会社さんもベトナムのほうから研修生を受け入れるという話を聞いたりして。いよいよ、外国人材に助けてもらう時代がやってきたということです。その辺についても、町民の皆さんに、そういう時代であり、多文化共生ということが当たり前になってきていて、助けてもらわなければならないような状態になってきているということが段々浸透していくようなこと。介護だけではなくて、建設とかいろいろな分野でもそうなるかと思っていますので、多文化共生についての意識が啓発されるようなことを、今後考えていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町民課長 今、御発言の内容についても、先ほど申し上げました東三河広域連合の介護人材等の確保事業ということで、メニューの中にはもう入って、十分検討をしております。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第56号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第56号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第17、議案第57号「設楽町斎苑条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 46 ページ、議案第 57 号「設楽町斎苑条例の一部を改正する条例について」。
「地方自治法」第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本議案につきましては、令和 2 年度に新規整備した「八橋斎苑」への進入道路の整備完了を受け、6 月 1 日から正式に運用を開始しましたので、それまで利用してまいりました旧施設の「清崎斎苑」及び「津具斎苑」を廃止するため、本条例から削除する改正であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 57 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 57 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 57 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 18、議案第 58 号「設楽町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 49 ページ、議案第 58 号「設楽町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について」。

「地方自治法」第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本議案につきましては、本年 5 月 19 日に公布され、9 月 1 日施行の「デジタル庁設置法」及び「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「番号法」が改正されたことに伴い、以下の 2 条例において番号法の改正部分を引用している条文に係る所要の一部改正であります。

条文改正の詳細につきましては、総務課長から説明します。

総務課長 それでは、改正の条分のほうを御覧いただきたいと思っております。主だった改正の内容は 2 点あります。

第 1 条の前段です。総務大臣を内閣総理大臣に変更するということですが、これも、「デジタル庁設置法」の附則の第 41 条の規定により、番号法の第 2 条第 14 項に規定しております、情報提供ネットワークの設置管理主体、これを、これは法律で総務大臣とされておりますが、それが、法律が変わりまして、内閣総理大臣に変わりますので、当町の個人情報保護条例のほうも同様に変更するものであります。

同じく、その後段、第 1 条の後段、号を番号を改めております。これについて

は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」というのがありまして、第55条により、番号法の第19条が改正されまして、19条に号がずらっと並んでいるわけですが、そこに第4号として1号追加になりまして、元の第4号から16号までが1号ずつ繰り下げになったということで、号数のずれを直す改正であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第58号の質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 今、マスコミ等でもデジタル庁の設置というのが大きな話題、話題というかニュースになっています。この条例案でも総務大臣から総理大臣がデジタル庁を統括して、その下にデジタル庁ができて、デジタル大臣ができて、その下になんとかデジタル官という、内閣官房長官みたいな官房ですかね、そういう組織形態になるようですが。要するに日本全国のデジタルデータを大々的に政府に集約するというふうに私は理解するのですが。その「デジタル社会形成基本法」ができて、「デジタル庁設置法」、今言われたようにいろいろな関連法がほかにありますが、要するに行政が国民の個人情報をいろいろ集めると。そのデータを企業なんか開放をして、企業が利用しやすい仕組みにする、そういうことを優先していて、個人情報保護というのは結構ないがしろにされているという指摘があります。

要するに、行政が保有する個人情報が儲けの種にしてやるというような流れだと思っておりますが、この点についてどういう見解をお持ちなのか。お教えてください。

総務課長 考え方はいろいろ捉え方はあるのかなと思います。今田中議員のおっしゃったような捉え方もあろうかと思いますが、そもそもデジタル庁の考え方というのは、国の省庁それぞれで別システムで個人情報を管理、で、各地方自治体もそれぞれのシステムで管理、それで、今回のコロナのようなときに、さあ一斉に支給をしましよといったときに、連携が取れない。ですから、デジタル庁ということで、内閣総理大臣が頭になって、連携がとれるような体制を作っていくと、それが目的だと思います。当然それを行うためには個人情報の保護は守られるべきであって、それを守った上で、そういったデジタル化による合理化ですとか、迅速化、これを目指していると理解をしておりますので、その辺はこちらと田中議員が言われたこととはちょっと感覚のずれがあるかなと、感じています。

以上です。

10 田中 善意に解釈をすれば、総務課長の言うとおりでと思いますが、そういう個人情報を保護する情報というのは、あまり統合をすると良くないことがいろいろ起こるのではないかと。要するにばらばらのほうがいいわけですよ。行政は行政でもっているとか。あるいは総務省も持っているし、経産省も持っている。それを1本にしちゃうと、総理大臣が全部わかるわけですから。それで、総務課長が言うように善意で運営をしてくれればいいのですけれども、「デジタル社会形成基本法」では、個人情報保護について何か言っていますか。それを説明してくだ

さい。

総務課長 誠に申し訳ありません。その辺、不勉強でありまして、お答えができない
ところです。よろしくお願いします。

10 田中 そこは見解が違うのだけど一番懸念されるところで、条文がないわけですから
総務課長は読みようがない。それから「デジタル庁設置法」にもそのことはあ
まり重視されてうたわれていないふうにあります。ぜひそこら辺も御審議をお願
いしたいと思います。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで質疑を終わります。

議案第 58 号 を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 58 号を総務建設委員会に付託いたします。

議長 日程第 19、議案第 59 号「令和 3 年度設楽町一般会計歳入歳出補正予算（第 6
号）」から日程第 27、議案第 67 号「令和 3 年度津具財産区特別会計補正予算（第
2 号）」までの 9 議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求
めます。

副町長 52 ページの、議案第 59 号「令和 3 年度設楽町一般会計歳入歳出補正予算（第
6 号）」から日程第 27、議案第 67 号「令和 3 年度津具財産区特別会計補正予算（第
2 号）」まで一括で説明させていただきます。

議案第 59 号 令和 3 年度設楽町一般会計補正予算（第 6 号）について説明し
ます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 194,733 千円追加し、予算総額を
6,070,347 千円とするものであります。

第 2 条の「地方債の補正」について、56 ページの第 2 表「地方債補正」に記載
する辺地対策事業債及び過疎対策事業債に係る 3 事業については、歳入の町債で
詳細を説明しますが、補正前の起債限度額に対し、辺地債は 6,500 千円、過疎債
は 18,300 千円を追加するとともに、緊急防災・減災事業債は 17,000 千円減額す
るものであります。

また、「臨時財政対策債」は、本年度の額の確定に基づき、起債限度額を 120,673
千円として 26,932 千円減額し、地方債補正の全体では 19,132 千円の減でありま
す。

今回の補正予算は、人件費補正を始め、コロナウイルス感染症対策費、地籍調
査費、道の駅管理費の関連経費、町道工事請負費、公共下水道接続促進補助金、
特別会計繰出金などのほか、財政調整基金一般積立金が主な補正内容であります。

なお、人件費は、4月の職員人事異動に伴う増減、及びコロナワクチン接種に係る時間外勤務手当、管理職特別勤務手当、休日勤務手当等の給与補正でありますので、詳細な説明は省略させていただきます。

今後は例年同様、人事院からの給与改定勧告に基づき、臨時国会で給与法案が結審され次第、所要の条例改正及び給与に係る補正予算を上程させていただきますので、御承知置きをよろしくお願いいたします。

それでは、「補正予算に関する説明書」67、68ページをお願いします。

2款総務費 1項2目「財産管理費」は、不特定多数の方が利用する田口公衆トイレの「洋式シャワートイレ化」6か所、「小便器の自動水栓」3か所、「手洗自動水栓」3か所など、感染リスクを下げるための「コロナ感染症対策改修工事」であります。

6目「移住定住推進費」は、地域おこし協力隊員の1名増員と、現行の4名に係る申請額の増額による補正であります。

7目「文書広報費」及び次ページの10目「情報通信基盤整備費」は、令和2年度「ふるさと寄附金基金」寄附金受領分に係る基金の施策区分への充当増に伴う財源更正であります。

69、70ページの9目「地籍調査費」は、愛知県からの国土調査事業等補助金の増額内示に伴い、前倒しの事業予算として関連費用6,717千円を追加するものです。

71、72ページの7項2目「公共交通費」は、町営バスの修繕費に係る特別会計への繰出金の増額であります。

73、74ページの3款民生費 1項8目「後期高齢者医療保険費」は、特別会計における令和2年度療養給付費負担金額の確定に伴う追加交付及び、保険料還付金に係る繰出金の減額であります。

75、76ページの4款衛生費 1項2目「予防費」は、前年度の「未熟児養育医療費」及び「緊急風しん抗体検査」に係る実績額が確定したため、交付済みの国県支出金の精算に係る過年度分返還金の新規計上であります。

77、78ページの3目「つぐ診療所費」は、特別会計の人件費756千円と、診療所待合室上部等屋根の雨漏り修繕費1,674千円の補正財源として、特別会計への繰出金を増額するものであります。

6目「簡易水道費」は、特別会計における送水管及び水管橋の修繕費補正額と、繰越金補正額を財源調整の上、特別会計への繰出金を増額するものであります。

2項清掃費 1目「清掃総務費」は、ゴミステーションボックスが当初予算数を超える地区からの設置要望により、追加で2基購入する増額補正です。

81、82ページの6款商工費 1項1目「商工総務費」の18節は、起業チャレンジ支援補助金の追加要望1件に係る増額補正です。

5目「道の駅管理費」の管理委託費は、年中無休の施設において、安全安心かつ安定した管理運営を図るため、テナント部分を除く施設の日常管理業務を委託

するものであります。

次に、交通誘導委託費は、道の駅開業以来、当初の想定を上回る来訪者に伴い、国道 257 号の交通渋滞により住民生活や地域経済に支障が生じないように、土日のみならず、道の駅交差点、国道 257 号横断歩道を中心に当初予算より多くの交通誘導員を配置し、来訪者の安全に努めてまいりましたが、今後の「週末 50 日、各 3 人程度」の配置見込みに基づきますと、予算不足を生じることから、補正予算を計上するものです。なお、7 月 1 日から県公安委員会から検定ということで、「資格誘導員」の配置が義務づけられたことによる増額分も含まれています。

84 ページの「つぐグリーンパークトイレ等コロナ対策改修工事」は、田口公衆トイレの整備と同様、不特定多数の方が利用することから、「洋式シャワートイレ」15 か所、「小便器の自動水栓」10 か所、「手洗自動水栓」10 か所など、感染リスクを下げるための「コロナ感染症対策」に係るもので、全額を「コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金」を充当するものであります。

「案内看板設置工事」は、現在、警察との協議を進めている道の駅交差点における信号設置にまだ時間を要することから、国道 257 号沿いに駐車場予告看板 4 か所のほか、臨時駐車場に大型看板 1 枚の設置により、通行中の視認性を高めることで通行車両の注意喚起を促し、地域住民を始め、通行車両及び道の駅来場者の安全確保を図るものであります。また、駐車場入口看板 2 枚やゴミ捨て禁止看板 1 枚のほか、臨時駐車場へ回る際、事故無くスムーズに誘導させるための看板を道の駅入口付近に 2 基設置します。これらの看板設置により、交通誘導員の削減等適正な配置に繋げてまいります。

充電スタンド通信設備更新工事は、アグリステーションなぐら及びつぐグリーンパークの通信設備サービスが年度内で終了するため、更新するものであります。

自動火災警報装置改修工事は、アグリステーションなぐらの火災報知器が消防署の立入検査で老朽化による機能不全を指摘されたことから、緊急に改修するものであります。

83、84 ページの 7 款土木費 2 項 2 目「道路維持費」は、7 月 2 日の大雨による町道栗島田峯海老線の路肩崩壊に係る災害復旧であります。

85、86 ページの 3 目「道路改築費」の改良工事は、町道田内折立線改良工事について、隣接家屋へ影響が出るため、構造物をブロック擁壁から重力式擁壁への工法変更に伴う事業費の追加であります。

5 項 1 目「公共下水道費」の 18 節は、下水道接続申込みの増加見込みにより、公共枮から集合枮、集合枮から宅内配管、既設浄化槽の撤去について、現在までの実績に基づき、それぞれ 40 件分を追加する補正で、とりわけ公共枮から集合枮は想定よりも高額となっていることから併せて追加するものであります。

27 節繰出金は、公共下水道特別会計における加入者分担金の増額補正に伴う減額補正であります。

87、88 ページ、8 款消防費 1 項 3 目「消防施設費」は、防災行政無線設備に

おける直流電源装置の老朽化により更新する事業で、先の6月議会において「契約の締結」に係る議決をいただきました「防災行政無線(同報系)機器更新事業」に追加して実施する補正であります。

9款教育費 1項3目「新型コロナウイルス感染症対策費」の10節需用費は、教職員の負担軽減を図るため、除菌効果が5日間継続するといわれる「拭き取り用消毒剤」を一括購入し、各学校に配布するものであります。

14節工事請負費は、6月補正でお認めいただきましたコロナ感染症対策の「トイレ改修工事」について、各学校単位で施工数量を再精査した結果、手洗及び小便器等の「自動水栓」において大幅な増加が生じたことから、追加計上する補正であります。

18節の北設広域事務組合負担金は、昨年、GIGAスクール構想の下、児童生徒各1台のタブレット端末にフィリタリングソフトを整備しましたが、北設情報ネットワーク設備が技術対応できていないことから、「利用時間やサイトの利用制限」を適切に図るため、設楽センター内ファイアーウォールの設定変更を行い、適正な授業運用を実施するものであります。なお、当該設備の利用は本町のみに対応であり、負担金を明確にするため、教育費に計上しています。

以上、3件の増額補正6,323千円につきましては、いずれも「地方創生臨時交付金」を全額充当しています。

89、90ページの2項1目「小学校管理費」の10節需用費は、当初予算の修繕費がほとんど執行済みにより、今後の緊急修繕に対応するための増額であります。

3項3目「中学生海外派遣事業費」は、令和4年度の海外派遣事業の準備費用として、パスポート・旅券申請や説明会に要する経費を計上するものであります。

4項4目「奥三河郷土館費」は、「道の駅したら」の奥三河郷土館と産業振興施設を結ぶ廊下の屋根が建築構造上繋ぐことができなかつたため、雨天時に雨が降り込むことから、その対策として渡り廊下下部に庇と雨樋を設置する工事費の計上であります。

91、92ページの12款諸支出金 1項1目「積立金」は、普通交付税の大幅な増額に伴い、財政調整基金繰入金の財源調整後、当該残額を積み立てる追加計上であります。

続きまして、歳入ですが、61ページ、62ページをお願いします。

11款地方交付税 1項1目「地方交付税」の普通交付税は、本年度の交付額が確定したため、当初予算との差額を増額する補正であります。

15款国庫支出金 2項2目「民生費国庫補助金」は、歳出補正における財産管理費、道の駅管理費、消防施設費及び教育費の「新型コロナウイルス感染症対策」に係る補正額23,831千円に、消防施設費の「防災行政無線(同報系)機器更新事業費」の一部について、緊急防災・減災事業債からの財源更正分17,336千円を加えて、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を追加する補正であります。

16 款県支出金 2 項 1 目「総務費県補助金」は、地籍調査費に係る歳出補正額に補助率を乗じた額を追加するものであります。

4 目「農林水産業費県補助金」は、6 月に補正した林道境川線改良事業は年度内完了が困難かつ県補助金が満額交付されないことから、一旦中止することで 18,000 千円減額し、舗装開設事業は、県の補助内示に伴い林道根道線や沖ノ平線の舗装工事等、施工路線の組替えにより、22,900 千円増額する補正であります。

19 款繰入金 1 項 1 目「特別会計繰入金」は、田口地区における公共下水道加入者の想定以上の申請件数により、田口財産区からの 1 戸 10 万円の公共下水道加入促進補助金を 40 件、4,000 千円増額する補正であります。

63、64 ページ、2 項 2 目「ふるさと寄付金基金繰入金」は、令和 2 年度収納額の確定に伴う増額補正で、「環境共生」「産業振興」「居住環境」など、それぞれ寄付者が希望する 6 区分単位への充当額の増減については、歳出で財源更正を行っています。

3 目「財政調整基金繰入金」は、歳出補正における積立金 71,232 千円を除く補正額 123,501 千円の増額はあるものの、普通交付税の大幅な増額に伴い、財政調整基金繰入金の計上額から全額にあたる 141,211 千円を減額してもなお、繰入金で相殺できないことから、当該残額を歳出の積立金に新規計上する財源調整であります。

20 款繰越金 1 項 1 目「繰越金」の純繰越金は、前年度決算額の確定に伴い、繰越明許費繰越額 6,224 千円を除く実質収支額と、当初予算額との差額を増額補正するものであります。

21 款諸収入 4 項 4 目「雑入」は、町外在住者の新型コロナワクチン接種者約 60 名について、基準の定額に基づく接種費の新規計上であります。

22 款町債 1 項 1 目「辺地対策事業債」は、駒ヶ原辺地に係る林道沖ノ平線舗装工事の増額補正に伴う追加であります。

65、66 ページの 2 項過疎対策事業債 3 目「農林水産業債」の林道開設事業は、林道笹頭山線開設工事の中断に伴う皆減で、林道舗装事業は、林道三都橋線及び根道線の舗装工事に係る追加計上であります。

5 目「土木債」は、歳出補正における町道田内折立線改良工事費の増と同額を起債額として追加するものであります。

3 項緊急防災・減災事業債 1 目「消防債」は、防災無線(同報系)機器更新事業の一部 17,000 千円を「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に財源更正することによる減額補正であります。

5 項 1 目「臨時財政対策債」は、国による発行可能額が確定したため、当初予算額との差額を減額補正するものであります。

続きまして、議案第 60 号、96 ページですけれども、「令和 3 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について」説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出の増減額はなく、歳入における財源更正のみであ

ります。

歳入の「補正予算に関する説明書」、100 ページ、101 ページをお開きください。

8 款繰越金 1 項 1 目「繰越金」は、決算による実質収支額の確定により、当初予算計上額を上回る額 5,550 千円の増額補正により、7 款「基金繰入金」において、当該増額分を財源調整する補正であります。

続きまして、102 ページ、議案第 61 号「令和 3 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 500 千円を追加し、予算総額を 206,568 千円とするものであります。

歳出の「補正予算に関する説明書」、111 ページ、112 ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目「後期高齢者医療広域連合納付金」は、歳入補正に係る財源更正で、3 款諸支出金 1 項 1 目「保険料還付金」は、修正申告や、死亡による年度をまたぐ還付に係る過年度分保険料還付金の増額であります。

歳入について、109、110 ページをお願いします。

5 款諸収入 4 項 1 目「雑入」は、令和 2 年度療養給付費負担金の精算額の確定に係る追加交付額の新規計上であります。

3 款繰入金 1 項 1 目「一般会計繰入金」は、5 款における追加交付額の全額を減額するとともに、歳出補正の過年度分保険料還付金を財源調整する減額補正であります。

113 ページ、議案第 62 号「令和 3 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 12,100 千円を追加し、予算総額を 820,892 千円とするものであります。

歳出の「補正予算に関する説明書」、122、123 ページをお開きください。

2 款事業費 1 項 1 目「施設管理費」の 10 節需用費は、町道栗島田峯海老線の崩落に伴う送水管の復旧と、津具地内の延長 30 メートルにわたる水管橋の修繕費の増額であります。

続きまして、歳入ですが、120、121 ページをお願いします。

6 款繰越金 1 項 1 目「繰越金」は、決算による実質収支額の確定により、当初予算計上額を上回る額 29 千円の増額補正であります。

5 款繰入金 1 項 1 目「一般会計繰入金」は、歳出の修繕費補正額 12,100 千円と、6 款繰越金補正額 29 千円を財源調整する補正であります。

続きまして、124 ページ、議案第 63 号「令和 3 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 371 千円を追加し、総額を 402,776 千円とするものであります。

歳出の「補正予算に関する説明書」、133、134 ページをお願いします。

1 款総務費 1 項 1 目「総務管理費」は、1 名分の「単身赴任手当」の新規計

上と、職員異動による共済組合負担金に係る人件費補正で、2款事業費は、歳入補正による財源更正であります。

歳入について、131、132 ページをお願いします。

1款分担金及び負担金 1項1目「分担金」は、当初予算の40件計上に対し、現在の下水道加入状況から、さらに40件分の加入者分担金を追加する補正であります。

4款繰入金 1項1目「一般会計繰入金」は、この分担金の増額に伴い、歳出補正額371千円と財源調整する補正であります。

続きまして、137 ページ、議案第64号「令和3年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第1号）」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ500千円を追加し、総額を45,188千円とするものであります。

146、147 ページをお願いいたします。

1款総務費 1項2目「町営バス路線運行費」は、当初予算の町営バス修繕費がほとんど執行済みにより、今後の緊急修繕に対応するための増額補正で、その財源は歳入補正における5款の一般会計繰入金であります。

148 ページの、議案第65号「令和3年度設楽町つく診療所特別会計補正予算（第3号）」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2,430千円を追加し、総額を90,354千円とするものであります。

歳出の157、158 ページをお願いします。

1款総務費 1項1目「一般管理費」は、コロナワクチン接種に係る職員手当等683千円と共済費73千円の増額補正のほか、診療所待合室上部等屋根の雨漏り修繕に要する補正でありまして、その財源はいずれも歳入補正における4款の一般会計繰入金であります。

161 ページ、議案第66号「令和3年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第1号）」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ4,000千円を追加し、総額を8,968千円とするものであります。

歳出の170、171 ページをお願いいたします。

2款諸支出金 2項1目「一般会計繰出金」は、下水道加入者の増加状況に鑑み、加入促進に係る40件分を追加計上する補正であります。

歳入の、168、169 ページをお願いいたします。

4款繰越金 1項1目「繰越金」は、決算による実質収支額の確定により、当初予算計上額を上回る額23千円の増額補正に伴い、3款の財政調整基金繰入金において、当該増額分と歳出補正額4,000千円を財源調整する増額補正であります。

最後、172 ページ、議案第67号「令和3年度設楽町津具財産区特別会計補正予

算（第2号）」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ5,922千円を追加し、予算総額を12,846千円とするものであります。

歳入について、179、180ページをお願いします。

3款繰越金 1項1目「財産区繰越金」は、決算による実質収支額の確定により、当初予算計上額を上回る額5,922千円を増額補正し、歳出において、その全額を2款の財産区事業費の積立金として新規計上する補正であります。

以上であります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は1件ごとに行います。

議案第59号「令和3年度設楽町一般会計歳入歳出補正予算（第6号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

3今泉 53ページの繰入金で、減額が138,293千円になっているのですが、これは地方交付税の関係からのことか、詳細をお願いしたいのですが。

財政課長 大まかに言えば、そのとおりです。地方交付税のほうで約280,000千円増額します。歳入が増えますが、歳出のほうでいろんな事業に充てていきますが、それでも充てきれない、充てきれないというか、歳入のほうが多いので、まず繰入金のほうを減らします。で、残った分は歳出のほうで説明をしましたが、積立金として積み立てるということで。おっしゃるとおり、地方交付税が多かったために繰入金を減らしたという図式になっております。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

11加藤 今のと関連していると思うのですが、53ページですが、19款の基金繰入金、これ、財政調整基金の基金で間違いはないかなと思うのですが。地方交付税で279,900千円があったために基金繰入金を138,290千円というふうに減額をし、さらに積立金として71,230千円というふうにして、要するに2億円くらいが財政調整基金のほうに戻されたというか、入ってきたと。だから地方交付税から来たものの、ほとんど2億円についてはそういう形になったということなのですが、財政調整基金、今現有額はどのくらいになっているのでしょうか。

財政課長 現在のところ、はっきりした数字は覚えていませんけれども、25億程度だったと思います。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 これで、質疑を終わります。

議案第59号は所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第59号を所管ごとに分けて総務建設委員会と文教

厚生委員会に付託いたします。

議長 議案第 60 号「令和 3 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」の
質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑を終わります。

議案第 60 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 60 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 61 号「令和 3 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1
号）」の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 61 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 61 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 62 号 「令和 3 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）」の質
疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 62 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 62 号を文教厚生委員会に付託いたします。

議長 議案第 63 号 「令和 3 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）」の
質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 63 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 63 号を文教厚生委員会に付託いたします。

議長 議案第 64 号 「令和 3 年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 64 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 64 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 65 号 「令和 3 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 3 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 65 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 65 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 66 号 「令和 3 年度田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 66 号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 66 号を総務建設委員会に付託します。

議長 議案第 67 号 「令和 3 年度津具財産区特別会計補正予算（第 2 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 67 号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 67 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 28、認定第 1 号「令和 2 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について

て」から、日程第 39、認定第 12 号「令和 2 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」の 12 議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

なお、すでに決算書が配布されており、議員各位におかれましては十分に精査されていると思いますので、要点を簡潔に説明をお願いいたします。

副町長 それでは、認定第 1 号「令和 2 年度一般会計」から認定第 12 号「津具財産区特別会計」までの歳入歳出決算の認定について、「地方自治法」第 233 条第 3 項の「監査委員の意見書」及び第 5 項の「決算成果報告書」を提出して、議会の認定に付するものであります。

なお、決算概要については、一括で説明しますので、議案の朗読は省略させていただきます。

認定第 1 号「令和 2 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」。

決算書 9 ページ、「実質収支に関する調書」であります。一般会計は、歳入総額 7,525,332,702 円、歳出総額 7,452,219,375 円。歳入歳出差引額は 73,113,327 円であります。なお、翌年度へ繰り越す財源とする繰越明許費繰越額 6,224 千円を除く実質収支額は、66,889,327 円であります。

次に、「財産に関する調書」の公有財産について、土地の増減分は主に旧清崎貯木場敷地の購入によるもので、非木造の建物については、「八橋斎苑」及び「道の駅したら」の新規整備によるものであります。

13、14 ページの 12 件の基金状況につきましては、預金利子及び元金の積立金と、繰出金を差し引きした結果、年度内増減額は 14,943,812 円の増で、年度末現在高は 3,839,773,641 円であります。

なお、年度内の増減額については、令和元年度において「合併振興基金」の残額を全額繰り出したことにより、令和元年度決算より 76,971,370 円の増であります。

それでは、一般会計の歳入から説明しますので、15、16 ページをお願いします。令和元年度と比較して、差額の大きいものを中心に説明します。

1 款「町税」は、町たばこ税の 1,034 千円の増額はあるものの、他の町税はいずれも若干の減額で、全体では 859 千円の減であります。

2 款「地方譲与税」は、令和元年度から譲与が開始された「森林環境譲与税」が倍增されたことに伴い、全体では 26,280 千円の大幅な増であります。

6 款「地方消費税交付金」は、令和元年 10 月から軽減税率対象品目を除き、消費税が 8%から 10%に引き上げられましたが、令和 2 年度分は通年交付となったため、前年度比で 20,523 千円の増であります。

8 款「自動車取得税交付金」は、自動車の車体課税改正に伴い、令和元年 9 月末の自動車取得税廃止に伴い 23,110 千円の皆減であります。9 款「環境性能割交付金」も同様の制度改正により、同年 10 月から新たな交付金として交付され、令和 2 年度は通年交付となったため、6,013 千円の増であります。

10 款「地方特例交付金」は、令和元年 10 月からの幼児教育無償化に伴う「子ども・子育て支援臨時交付金」6,347 千円の皆減があるものの、従来の地方特例交付金が 5,905 千円増となり、全体では 442 千円の微減であります。

11 款「地方交付税」は、普通交付税の算定において、人口減少、少子高齢化が進行している地域に重点配分される「地域社会再生事業費」が新たに計上されたことにより、前年度比 104,605 千円の大幅な増であります。

17 ページの 13 款「分担金及び負担金」については、令和元年 10 月からの幼児教育無償化に伴う保育料の減、及び養護老人ホーム宝泉寮への町外入所者数減に伴う措置費の減によるもので、前年度比で 6,973 千円の減であります。

15 款「国庫支出金」については、新型コロナウイルス感染症対策として、特別定額給付金事業補助金 470,304 千円、子育て世帯臨時特別給付金 4,569 千円、その他感染症対策に係る地方創生臨時交付金 182,680 千円の合計 657,553 千円の新規計上に伴い、前年度より 656,271 千円の大幅増であります。

16 款「県支出金」は、82,483 千円の大幅な増で、歴史民俗資料館建設事業等、設楽ダム関連事業が増加したことに伴い、水源地域整備事業負担金の 93,304 千円の増額が主な増加要因であります。

18 款「寄附金」については、一般寄附金はありませんが、ふるさと寄附者数の増により、前年度比 5,068 千円の増額であります。

19 款「繰入金」は、合併振興基金の繰入が終了したことに伴い、前年度より 69,387 千円の減であります。

20 款「繰越金」は、令和元年度において、小中学校空調設備整備事業があったことによることが主な減額要因で、前年度比で 63,113 千円の減であります。

21 款「諸収入」は、道の駅建築事業等の財源とする豊川水源基金助成金の 13,571 千円の減があったものの、旧豊邦小学校部分林の分収収入や小水力発電事業性評価支援助成金等の新規計上もあり、前年度比で 19,929 千円の増であります。

22 款「町債」は、前年度比 63,222 千円の大幅増で、主な要因は、新斎苑建設工事、「道の駅したら」建設事業並びに北設情報ネットワーク設備更改負担金等の財源措置として、過疎債発行額の 236,500 千円増や、防災行政無線(同報系)拡声子局増設工事に係る緊急防災・減災事業債の発行額が 148,300 千円の減によるものであります。

また、臨時財政対策債の 658 千円の微増や、令和元年度の学校教育施設等整備事業債 37,700 千円の皆減のほか、駒ヶ原及び豊邦辺地に係る辺地対策事業債 8,600 千円や、減収補填債 3,464 千円の皆増で新規に発行したことによるものであります。

以上、歳入全体では、前年度比 814,456 千円という大幅増の決算であります。
議長 歳入の説明が終わりました。お諮りいたします。時間が正午に近づいてまいりました。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、午後 1 時まで休憩といたします。

休憩 午前 11 時 52 分

再開 午後 1 時 00 分

議長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

午前中に歳入の提案理由の説明が終わりましたので、歳出の提案理由の説明をお願いいたします。

副町長 それでは、歳出の概要について、款別で特徴的なことについてのみ説明をしますので、決算書 21、22 ページをお開きください。

歳出全体につきましては、年間を通し、現在も継続中の「新型コロナウイルス感染症」対策に係る事業を、それぞれの款にまたがって執行していることが、従来の決算と大きく異なる点を示しています。主な財源は、単独の補助金のほか、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を充当していることとなります。

1 款「議会費」は 68,890,974 円で、歳出総額の 0.9%を占め、主に議員、職員等の人件費が 92.1%で、前年度比は 3,321 千円の増であります。

特徴的な取組としては、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、電子データ活用によるペーパーレス化の導入に向けて、タブレット端末等の環境整備によるものであります。

2 款「総務費」は 1,085,344,689 円で、歳出総額の 14.6%を占め、前年度比 218,218 千円の増で、その主な要因は、北設情報ネットワーク通信・放送の設備更改に係る負担金の大幅な増額によるものであります。

特徴的な取組としては、公用地として旧清崎貯木場用地の取得費 117,125 千円を始め、東三河 6 市町村共同調達による住民情報システムの更新、新型コロナウイルス感染症対策への対応、小水力発電事業性評価、オリエンターリングフェスタの新規開催など、新規に執行したことが主なものであります。

3 款「民生費」は 1,342,334,957 円で、歳出総額の 18.0%、全部の款の中で、最も高い割合を占め、前年度比で 485,250 千円の大幅増で、その主な増加要因は、新型コロナウイルス感染症対策の特別定額給付金事業、子育て世帯臨時特別給付金事業のほか、新たな目を設け、具体的な感染対策に係る実施費用を執行したことによるものであります。

特徴的な取組としては、地元飲食店、社会福祉協議会、シルバー人材センターの相互の緊密な連携による、高齢者への配食サービス事業の大幅な拡充があります。

4 款「衛生費」は 1,068,311,395 円で、歳出総額の 14.3%を占め、前年度比 38,683 千円の増であります。

主な増加要因は、前年度との継続費として、令和 3 年度からの供用開始を目指し、新斎苑建設事業を進めたことが最も特徴的事項で、そのほか特筆する取組と

しては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る準備態勢を整えたことでもあります。

5款「農林水産業費」は915,525,325円で、歳出総額の12.3%を占め、前年度比で35,800千円の増で、本年5月に開業した道の駅の建物建築工事及び外構工事費が増額したことや、新型コロナウイルス感染症対応の民間事業者への経済的支援などの新規執行が最も大きな要因であります。

6款「商工費」は204,824,642円で、歳出総額の2.7%を占め、前年度比で28,465千円の増で、その主な要因は、プレミアム付商品券や「腹ぼん券」を始め、休業要請に伴う町内事業者への「協力金」「応援金」「持続化給付金の上乗せ給付」など、新型コロナウイルス感染症対応に係る経済支援策のほか、きららの森整備事業に伴う「保安林解除」に係る業務委託などが大きな事業であります。

7款「土木費」は834,555,607円で、歳出総額の11.2%を占め、前年度比29,611千円の増であります。

主な増加要因は、道路維持工事費の22,091千円増のほか、住宅の維持修繕工事費11,570千円の増などです。

8款「消防費」は302,308,321円で、歳出総額の4.1%を占め、前年度比149,009千円の大幅な減で、1款から9款までの中で、唯一減額となった款であります。

主な減少要因は、前年度の防災行政無線(移動系)デジタル化工事が完了したことによるもので、156,090千円の皆減であります。一方、新たな取組は、コロナ感染症関連で、避難所の「三密」対策としてのワンタッチパーテーション等の備品、そして感染症予防資材などの配備や、防災備蓄倉庫の整備です。

23ページ、9款「教育費」は1,103,966,183円で、歳出総額の全体の14.8%を占め、前年比162,820千円の大幅な増で、最も予算執行額が大きな款であります。

最も大きな増加要因は、「歴史民俗資料館(仮称)」建築工事費を始め、外構工事、田口線車両展示施設建築工事及び展示物作成委託のほか、コロナ関連の感染症対策として、新たな目を設け、対策備品や予防資材を購入し、児童生徒、教員の安心安全に努めるため、この目で19,589千円を新規に執行しています。

そのほかの特徴的な取組としては、ギガスクール構想に対応するため、教職員へのICT支援や児童生徒各1台のタブレット端末の整備に努めたことでもあります。

10款「災害復旧費」は990,000円で、前年度比13,720千円の減です。主な減少要因は、平成30年度繰越明許費の町道名倉津具線災害復旧工事の完了によるものであります。また、令和2年度は農業用施設災害復旧事業のみで、台風19号で被災した三都橋地区の水路修繕です。

11款「公債費」は507,571,019円で、歳出総額の6.8%を占め、前年度比で8,175千円の減です。主な要因は、合併特例債の償還完了によるものです。

なお、令和2年度単年の公債比率は5.8%で年々下がっていますが、これは元利償還金の減少によるものです。

12 款「諸支出金」は 17,596,263 円で、歳出総額の 0.2%を占め、前年度比で 5,539 千円の増であります。

主な増加要因は、ふるさと寄付金の増額に伴い、基金への積立金が増えたことによるものです。

以上、一般会計の歳出の概要ですが、前年度と比較して総額で 12.6%、836,804 千円の大幅増の決算であります。

内訳は、総務費、民生費、衛生費及び教育費の決算がそれぞれ 10 億円を超え、この 4 つの款で 46 億円であります。全体の 61.7%を占めるとともに、前年度より 904,972 千円の増額であります。一方、減額となったのは、消防費、災害復旧費及び公債費のみであります。

なお、翌年度への繰越明許費は 214,263 千円で、前年度と比較すると、85,881 千円の減であります。

続きまして、各特別会計の決算概要ですが、再度決算書 1 ページ、2 ページをお願いします。

認定第 2 号の国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額 523,855,481 円、歳出総額 517,304,811 円で、歳入歳出差引額は 6,550,670 円です。なお、歳出総額の前年度の比較は 31,918 千円の減であります。

主な減額要因は、被保険者数の減少等により、歳入では保険料、歳出では保険給付費及び愛知県への事業費納付金が大きく減少したことによるものであります。

認定第 3 号の後期高齢者医療保険特別会計につきましては、歳入歳出総額ともに 212,956,222 円で、歳出総額の対前年度比は 6,251 千円の増であります。

主な増額要因は、75 歳以上被保険者数の減少により広域連合へ納付する「療養給付費負担金」は減額となったものの、「保険料等負担金」及びコロナウイルス感染症対策による個別接種の「健康診査委託」の増額によるものであります。

認定第 4 号の簡易水道特別会計については、歳入総額 908,132,784 円、歳出総額 855,564,644 円で、歳入歳出差引額は 52,568,140 円ですが、繰越明許費繰越額 52,538 千円を除く実質収支額は 30,140 円であります。

なお、歳出総額の対前年度比は、179,043 千円の増であります。

主な増額要因は、配水管更新工事の減額があるものの、田口浄水場自家発電設備の設置及び設楽ダム建設事業で水没する導水管布設工事等の増額によるものであります。

認定第 5 号の公共下水道特別会計につきましては、歳入歳出総額とも同額の 389,881,759 円で、対前年度比は、97,334 千円の大幅な減であります。

企業会計移行支援業務委託の皆増があるものの、物件等移転補償費の皆減を始め、管渠工事費、下水道事業県代行負担金の減によるものであります。なお、下水道運営基金への積立は、12,200 千円の減です。

認定第 6 号の農業集落排水特別会計につきましては、歳入総額 218,442,862 円、

歳出総額 218,440,662 円で、歳入歳出差引額は 2,200 円です。

歳出総額の前年度比は 44,374 千円の増で、津具地区の農業集落排水施設改築工事の皆増及び県への施設改築事業委託の増額が主な要因であります。

認定第 7 号の町営バス特別会計につきましては、歳入歳出とも同額の 36,729,028 円です。経常費用はほぼ同様に執行していますが、歳出総額は前年度比で 452,448 円の減で、バス停待合所修繕費 480,975 円の皆減が主な要因であります。

認定第 8 号のつぐ診療所特別会計につきましては、歳入歳出とも同額の 96,842,828 円で、歳出総額は対前年比で 2,261 千円の増であります。

X線撮影装置の皆減があるものの、コロナウイルス感染症対策の各種備品及び消耗品の購入や修繕費の増が主な要因であります。

田口、段嶺、名倉、津具の各財産区特別会計の決算状況については、本日は決算書を御覧いただくことで説明は省略させていただきます。

なお、津具財産区においては、6,022,528 円という多額な実質収支額が生じていますので、今回の補正予算で積み立てています。

以上、11 特別会計全体の歳出総額は、2,330,838,599 円で、対前年比は、95,852,089 円の増額であります。

最後に、地方自治法第 233 条第 5 項に規定する主要な施策を説明する書類として、ピンク色の「決算成果報告書」を作成し、提出しています。

以上、簡単ではありますが、決算の一括説明とさせていただきます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員の決算審査の御意見を、黒柳代表監査委員にお願いいたします。
代表監査委員 それでは、監査の結果を報告します。地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定により決算審査に付された、令和 2 年度設楽町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに各基金の運用状況等について意見書により説明します。

審査は令和 3 年 7 月 26 日から 8 月 2 日までの 4 日間で、金田監査委員と実施しました。

審査の対象は、「令和 2 年度設楽町一般会計及び各特別会計並びに各基金」です。一般会計及び特別会計 11 の歳入歳出に係る決算総額は、歳入総額 9,921,879,826 円、歳出総額は 9,783,057,974 円、差引額 138,821,852 円で、その内訳は表 1 「一般会計」及び表 2 「特別会計」のとおりです。

また、一般会計 12 及び特別会計 8 の計 20 基金に係る決算年度中の増減高及び決算年度末の現在高の合計額は、前年度末現在高 4,251,207,393 円、決算年度中の増減高 50,700,692 円の増額。決算年度末現在高 4,301,908,085 円であり、その内訳は表 3 「各基金の総括表」のとおりです。

審査に当たっては、決算書附表、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金

の運用状況調書を対象として、計数上の誤りの有無、財政運営の健全性、財産管理の的確性、さらに予算の執行については、関係法令に従い正確かつ効率的に実施されたか等に主眼を置き、例月出納検査及び定例監査の結果も参考にして、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続きを実施しました。

審査の結果として、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況調書の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合の結果、計数については適正と認められました。

財政状況として、令和2年度の決算規模は、一般会計では歳入総額7,525,332,702円、歳出総額7,452,219,375円、差引額73,113,327円となっており、特別会計では、歳入総額2,396,547,124円、歳出総額2,330,838,599円、差引額65,708,525円となっています。一般会計の歳出面での決算規模は、令和元年度との比較において約12.6%増加しました。歳入面でも、約12.1%増加となりました。これは令和元年度より交付された森林環境譲与税が対前年比2.1倍になったこと、国庫支出金として新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、定額給付金が交付されたことなどが主な要因です。

歳出面では、新たな大型事業として、北設情報ネットワーク設備更改事業、「きららの森ビジターセンター(仮称)」整備事業、同報無線屋外拡声子局増設工事などを実施しました。また、継続事業として、「道の駅したら」及び「八橋斎苑」の建設工事などを実施しました。これらの大型事業などにより、普通建設事業費が対前年比72,470千円増加いたしました。その他、特別定額給付金事業をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策費用の増加により、歳出全体では、対前年比836,800千円増加し、7,452,220千円となりました。

歳入については、新型コロナウイルス関連事業の財源として国庫支出金が対前年比656,270千円増加したため、歳入全体では、対前年比814,450千円増加し、7,525,330千円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源6,220千円は、簡易水道事業への繰出金が減少したことなどにより対前年比40,050千円の減額となりました。

11 特別会計の歳出決算総額は、令和元年度と比較し、4.3%の増額となりました。増額要因としては、簡易水道特別会計において名倉・津具地区の配水管更新、田口浄水場自家発電設備設置、設楽ダム建設事業で水没する導水管布設事業により、全体で繰越明許費を含み対前年比141,490千円、19.8%増加したことや、農業集落排水特別会計において津具処理区内の更新工事実施に伴い、施設改築事業に関する業務について県へ委託しております。歳入と同様の理由により、全体で対前年比44,370千円、25.5%の増加となっています。

減少要因としては、国民健康保険特別会計において、保険給付費が対前年度26,860千円7.0%減少したことなどにより、総額で31,920千円、5.8%減少し、

517,300千円となりました。今後は、県全体の1人当たりの医療費の増加が見込まれ、保険料の増加が予想されますが、激変緩和措置として、基金の活用も視野に入れていたとのことでした。

公共下水道特別会計においては、平成30年度から本格的に始まった管渠工事(枝線)は、令和2年度に県代行事業部分の管渠工事(枝線)と浄化センター建設工事が完了し、令和2年度国庫支出金が対前年比48,260千円、34.8%の減少、一般会計繰入金も対前年比35,650千円、11.8%減少し、歳出も歳入同様に全体で97,330千円、22.0%減少しました。なお、管渠工事(枝線)の一部については、繰越事業として令和3年度に継続しています。

財政全体として、歳入及び歳出にかかる予算と執行は、概ね効率的かつ効果的に配分され、適正に執行されたものと認められます。

財政運営について。

当町においては、水源地域整備事業負担金と水源地域振興事業助成金の歳入によって、「道の駅したら」の大型事業が執行され、令和3年5月にオープンしました。今後は、施設の維持管理費や修繕費等が計上されます。施設利用者数を増やす努力を継続し、入館料等の収益増加を図り、できるだけ採算の合う施設としていただくほか、当施設の利用客が周辺の商業施設や歴史施設の利用拡充を図り、地域と共存していくよう、運営をしていただきたいと思います。

また、令和元年度から都道府県や市町村に対して森林環境譲与税が交付され、市町村においては、森林整備及びその促進に関する費用に充てることできるようになりました。今後も町内の森林の整備を進め、森林利用の道を追求していくことで町内の貴重な森林資源活用の新たな展望につなげていただきたいと思います。

福祉移送サービス事業では、要支援・要介護認定者及び障がい者認定を受け、自力で公共交通機関の利用が困難な方に対し、外出機会の確保と社会参加を促進するため、タクシー運行補助金と合わせて福祉移送サービス事業を実施しておりますが、その利用料金はこれまで基本料金を5キロメートルまで500円とし、その後も5キロメートルごとに500円という料金設定であったのを、基本料金はそのまま、それ以上は1kmごとに100円加算と改正されました。大雑把な料金設定ではなく利用者の利便性を高め、経済的な負担を大きく軽減する改善であったと思います。

また、在宅福祉支援事業(紙おむつ等支給事業)について、在宅で介護の必要な寝たきり高齢者等を常時介護している認定介護者に対し、紙おむつ等(紙おむつ、紙パンツ、尿とりパッド)を現物支給し、介護者の経済的負担の軽減と在宅福祉の向上を図ってきました。これについて介護者が介護状況に応じて支給品目を選択希望できるように改善されました。これらの改善は介護する人と介護される人に寄り添った改善であって、生きた行政サービスの1例といえます。

予算の執行にあたっては、今後とも各課において制度の点検と改善を進めていただきたいと思います。財政課からの報告によりますと、町予算の約50%は交付税交付金と

借入金であります。今後、町内の高齢化はますます高まり、民生費の増加が予想されます。町内の人口減少も進み、税収も減少していくことが想定されます。町財政の無駄を省くことはもちろん、公共施設の過重な負担を見直す必要が迫ってきます。将来的に税収の見込まれる施策の検討も早急に始める必要がありますが、今後は設楽町が一丸となって、これからの困難な状況を共有し、住民が平等公平な負担と福利を享受できるよう、町が示すビジョンと町民の意見を議会で十分に検討し、明るい未来の創造に繋げていただくことを願います。

決算審査の結果は以上です。

議長 提案理由の説明と監査委員の審査意見の報告がありました。

監査委員の審査意見につきまして質問がございましたら、お受けしたいと思います。何かございますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。認定第1号から認定第12号までの12議案につきましては、慎重審査の必要があると認められますので、議長を除く9名で構成する決算特別委員会を設置して審査したいと思います。これに御異議ございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。認定第1号から認定第12号までの12議案については、9名による決算特別委員会を設置し、付託して審査することに決定しました。

お諮りします。決算特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、七原剛君、原田直幸君、今泉吉人君、金田敏行君、金田文子君、高森陽一郎君、伊藤武君、田中邦利君、加藤弘文君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。決算特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

決算特別委員会の方は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

お諮りします。ここで、暫時休憩とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩といたします。

休憩 午後1時37分

再開 午後1時45分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長の互選について報告がありました。

委員長に、11番加藤弘文君、副委員長に、3番今泉吉人君が選任されましたので御承知おきください。

なお、決算特別委員会は、9月9日午前9時から総務建設委員会所管、9月13日午前9時から文教厚生委員会所管です。よろしくお願いいたします。

議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれで散会といたします。お疲れ様でした。

散会 午後1時46分